

平成29年12月
第153号

かごしま市

中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市産業振興部 雇用推進課
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



11月27日(月)に開催した技能功労者・青年優秀技能者表彰式

目次

CONTENTS

- 2 市技能功労者・青年優秀技能者表彰
- 3 市ものづくり職人人材マッチング事業、障害者の法定雇用率引き上げ
- 4 県最低賃金、仕事休もっ化計画
- 5 業務改善助成金、労働条件相談ほっとライン、労働保険の加入
- 6 職業安定法の一部改正について
- 7 くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう！！
鹿児島県よろず支援拠点
- 8 新産業創出研究会 部会員募集、市製造業アドバイザー派遣制度
「鹿児島マラソン2018」開催に伴う交通規制
- 9 太陽光発電システム設置費用の助成について、環境配慮促進資金
- 10 給与支払報告書の提出、事業所税、職場健診結果の提供
- 11 「健康づくりパートナー」募集！
- 12 市中小企業U・I・Jターン人材確保支援金
ワーク・ライフ・バランス推進のための無料のアドバイザー派遣

技能ひとすじ 技能功労者40名 次代を担う 青年優秀技能者19名を表彰

11月27日（月）に「平成29年度鹿児島市技能功労者・青年優秀技能者表彰式」が城山観光ホテルにおいて行われました。

この表彰は、優れた技能者の功労をたたえ、技能尊重の気運を社会全体に広めるため、毎年、人材開発促進月間である11月に実施しているものです。

47回目となった今回は、永年にわたり卓越した技能をもって本市の産業発展に尽くされた技能功労者40名の方々と、将来を嘱望される青年優秀技能者19名が、表彰されました。

平成29年度鹿児島市技能功労者表彰受賞者（順不同・敬称略）

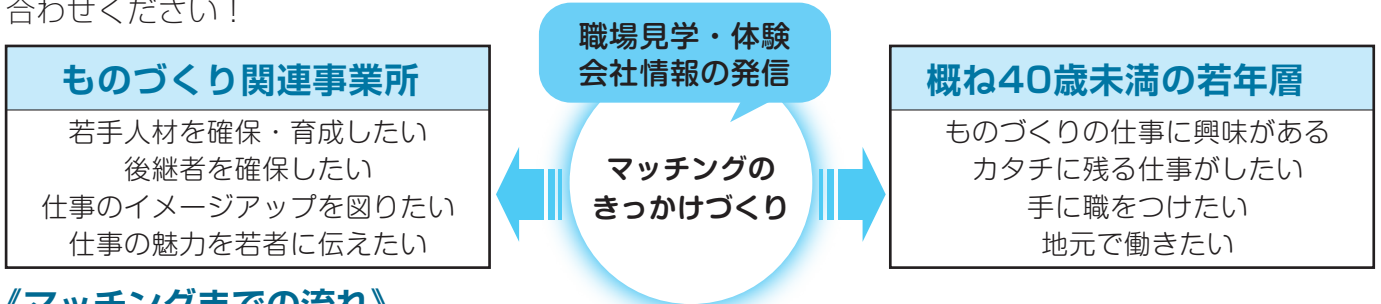
氏名	職種	勤務先	氏名	職種	勤務先
川路 武満	左官	有限会社 川路工務店	有蘭 光男	クリーニング	吉野ドライセンター
清水 大樹	はり・きゅう・マッサージ	しみず鍼灸院レジリエンス	豊永 福夫	電気工事	豊永電設
上拾石義一	理容	ヘアサロン上拾石	楠元 兼雄	電気工事	光栄電機 株式会社
葉丸正三郎	理容	ヘアサロンやくまる	福留 次男	電気工事	有限会社 福留電設
寺田 修	理容	寺田理容所	浜崎 明人	調理	鹿児島サンロイヤルホテル
村山 道春	陶磁器製造	村山陶芸	宇都口龍治	工場板金	鹿児島トヨペット 株式会社 BPセンター
鈴木 克則	表装	有限会社 鈴木表建装	竹之内和久	塗装	株式会社 柴田自動車
溜 喜代三	とび	有限会社 溜工業	町田 泰久	路面標示施工	今別府産業 株式会社
白尾 晃治	畳製作	有限会社 フォーユーシラオタタミ	濱村 光博	防水施工	有限会社 ハヤト工業
稲田 周一	石材施工	株式会社 寿福石材工業	中蘭 省三	みそ製造	合資会社 横山味噌醤油醸造店
京田 浩明	柔道整復	京田整骨院	加藤 國男	みそ製造	藤安醸造 株式会社
佐藤 力雄	柔道整復	さとう整骨院	井上 俊子	美容	美容室いのうえ
池田 訓	柔道整復	池田接骨院	外蘭 文代	美容	三和美容室
本村 学	鉄工	株式会社 南光	徳富 節子	美容	ヘアサロン麗容
大平 新一	塗装	有限会社 大平塗装店	五反田笑子	美容	エミ美容室
川畑 純久	冷凍空調和機器施工	株式会社 ミタデン	溝添 慶吉	内装仕上げ施工	有限会社 インテリアケイ
藤原 孝久	冷凍空調和機器施工	南菱冷熱工業 株式会社	園田 浩二	内装仕上げ施工	有限会社 園田タタミ店
下口 健一	造園	株式会社 水之浦緑樹園	奥田 秀子	紬織物/絹織物	渡絹織物
鎌田 満憲	配管	株式会社 南開設備	越間恵智子	紬織物/絹織物	株式会社 越間
米山 利雄	配管	株式会社 丸岡工業	重信 敬子	紬織物/絹織物	窪田織物 株式会社

平成29年度鹿児島市青年優秀技能者表彰受賞者（順不同・敬称略）

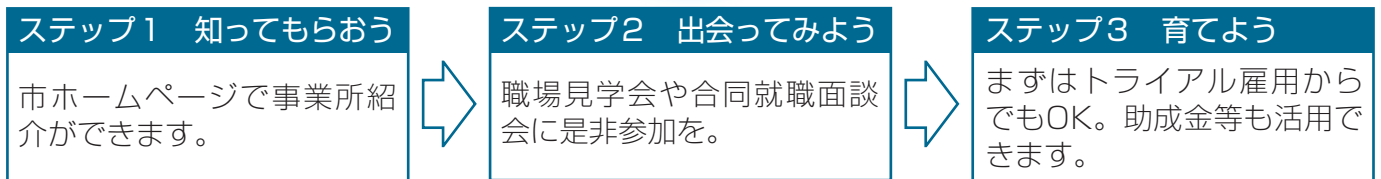
氏名	職種	勤務先	氏名	職種	勤務先
曾木 認	建具製作	有限会社 奥建具製作所	橋口 和幸	配管	株式会社 マサミ
北村 公貴	はり・きゅう	北村鍼灸療院リベラリティ	山本 直人	クリーニング	クリーニングハウスキュー
勝田 貴志	製茶	池田製茶 株式会社	神野 悠介	電気工事	神野商事 株式会社
國生 修一	とび	株式会社 國生工建	尾辻 義英	路面標示施工	株式会社 カーネギー産業
山 弘一	畳製作	株式会社 安藤タタミ商店	立石 光平	水産練り製品製造	株式会社 有村屋
田原 伸也	鉄工	三洋工機 株式会社	藁谷 誠	防水施工	有限会社 森永工業
山田 勝志	塗装	株式会社 ハマテックス	横山 佳子	美容	みき美容室
坂元 拓哉	冷凍空調和機器施工	テクノ冷熱 株式会社	徳部 鮎美	美容	有限会社 プリンス松山美容室
鬼塚脇一希	タイル張り	株式会社 清川タイル	内之倉洋一	内装仕上げ施工	株式会社 つきの
米盛 秀一	造園	株式会社 水之浦緑樹園			

若い力を仕事に生かしませんか！～ものづくり職人人材マッチング事業～

ものづくりに興味のある“若年者”に職場見学・体験等の場を提供することにより、担い手の掘り起しを行い、ものづくり分野での就業・起業につなげることを目的としている事業です。是非お問い合わせください！



《マッチングまでの流れ》



■お問い合わせ■ 南日本リビング新聞社 ☎099-222-7290
市雇用推進課 ☎099-216-1325

平成30年4月1日 から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	➡ 2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	➡ 2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	➡ 2.4%

留意点

1

対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上**に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

2

平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げ**となります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

- ※ 具体的な次回引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
- ※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、**従業員43.5人以上**に広がります。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎ 099-250-6091

使用者も
労働者も

鹿児島県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！

地域別最低賃金

鹿児島県 最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
	737 円	平成29年 10月 1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	765 円	平成30年 1月 6日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付け業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、錆ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	799 円	平成29年 12月22日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	737 円	【注釈】 左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。 このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金737円以上の支払いが必要となります。	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆動手当、通勤手当、家族手当

■お問い合わせ■

鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

鹿児島労働基準監督署 ☎099-214-9175

最低賃金テレフォンサービス ☎099-223-8881



年次有給休暇の取得率は、全国平均で48.7%（平成27年）である中、本県は40.4%と全国平均を大幅に下回っています。年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。

さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事への意識やモチベーションを高め、生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。



ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、計画的に年次有給休暇を取ろう。



土日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。



話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

キッズウィーク

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

1月4日と5日を休んで11連休に！

連続休暇が取得しやすい年末年始に「年次有給休暇の計画的付与制度※」を活用して社員のワーク・ライフ・バランスを考えてみませんか。

※年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

業務改善助成金のご案内

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングなどにかかった費用の一部を、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、助成します。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10※ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※) ※生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円



助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる

問い合わせ先などが確認できます。 <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

業務改善助成金

検索



■お問い合わせ■

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

☎ 0120-898-930

(公益社団法人 鹿児島県労働基準協会内)

鹿児島労働局雇用環境・均等室

☎ 099-223-8239

労働条件相談ほっとラインのご案内

労働者の方も、企業経営者の方も、お電話でご相談ください。

<相談者の悩み例>

【労働者の方】

募集内容と実際の勤務内容が違っている？ 有給休暇は取れないのか？

【企業経営者の方】

雇入通知書には何を書けばいいの？ 残業時間を減らすにはどうすればいいの？

<電話受付時間帯>

日中お忙しい方も、平日夜間・土日にも無料でご相談をお受けしています。

月曜日～金曜日：午後5時～午後10時、土・日曜日：午前10時～午後5時

※12月29日～1月3日は除きます。

確かめよう労働条件（ポータルサイト）

➔ <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

■お問い合わせ■

☎0120-811-610 「はい！ろどう」※フリーダイヤル(無料です。)

『労働保険の加入はお済ですか？』

労働者を一人でも雇い入れている事業所は、労働保険（雇用保険・労災保険）に加入することが義務づけられています。

雇用保険は労働者が失業した時に、労災保険は業務上、又は通勤途中の災害で負傷、病気に見舞われた時に給付されるものです。

雇用保険に加入している事業主は特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金が、また、労働者は雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）の制度も活用できます。

手続きは労働保険事務組合、又は社会保険労務士に委託することもできます。

■お問い合わせ■

ハローワークかごしま

☎099-250-6063

鹿児島労働基準監督署

☎099-214-9175

職業安定法の一部改正について

【職業安定法第5条の3第3項・省令・指針】

平成30年1月1日より労働契約締結前の労働条件等の明示が義務化されます

改正の概要

求職者等が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者等に新たな明示義務を課すこととなります。

職業紹介・募集時の 労働条件明示 (当初の明示)

【職業安定法第5条の3第1項の義務】

- <明示が必要な事項(現行制度)>
業務内容、契約期間、就業場所、
労働時間・休日、賃金、
社会保険・労働保険の適用
- <法改正による追加事項>
求人企業等の氏名又は名称、試用期間の内容、
派遣労働者として雇用する場合はその旨
- <法改正により明確化された事項>
裁量労働制、固定残業代

- <明示の方法は書面の交付>
・求職者が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法(求職者が対照可能な方法)で行う必要あり。
・求職者等が希望した場合には電子メールも可

求人者等と求職者等との交渉等

以下の①～④の場合、
契約締結前に
新たな明示を義務付け(※)

※労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、速やかに知らせるよう、配慮が必要。【指針】

労働契約締結時の 労働条件明示 (労働条件通知書)

【労働基準法第15条第1項の義務】

※明示が必要な事項や明示の方法は、「当初の明示」と同様【省令】

①「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

②「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

③「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合

例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月

④「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

注意

- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。
- 変更明示が適切に行われていない場合や、「当初の明示」が不適切であった場合(虚偽の内容や、明示が不十分)は、行政による指導監督(行政指導や改善命令、勧告、企業名公表)や罰則等の対象となる場合があります。
- 変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象となる場合があります。

労働条件を明示するに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です

～職業安定法に基づく指針等の主な内容～

- 明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。
- 有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。
- 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するような配慮が必要です。
- 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- 明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせ、考える時間が確保されるよう、配慮が必要です。変更理由に対する質問があれば、適切に説明を行うことが必要です。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 需給調整事業室 ☎ 099-803-7111
ハローワークかごしま ☎ 099-250-6060

くるみん・プラチナくるみんの認定を目指しましょう！！

企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、くるみん認定を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、プラチナくるみん認定を受けることができ、子育てサポート企業として、マークを商品、広告、求人広告などに付けPRすることで、企業イメージの向上や、優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。是非、認定取得を目指す取組を実施しましょう。なお、平成29年4月1日より認定基準が次のとおり改正されました。

主な改正認定基準

(1)法定時間外労働時間等の実績について、一定の基準を満たすことが新設

- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満
- ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がゼロ

(2)くるみん認定の男性育休取得率の認定基準が1人以上から「7%以上」に変更

男性育児休業取得率「7%以上」に代えて、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率15%以上かつ育児休業取得者1人以上」でも基準を満たす。

なお、経過措置として、平成29年4月1日～平成31年3月31日までの申請は、男性の育児休業は「1人以上」でも基準を満たす。

(3)「関係法令に違反する重大な事実」の範囲を拡大

「労働基準関係法令の同一条項に複数回違反」等が追加

※「えるぼし認定」の認定基準においても同様の改正



新「くるみん」マーク

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ☎ 099-223-8239

*くるみんマーク・プラチナくるみんマークについて(厚生労働省HP)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

売上拡大や経営改善に関する土曜・夜間相談会の開催！

平日昼間は相談に行けない事業所の皆さん、お気軽にご利用ください！

鹿児島県よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）

無料

「よろず支援拠点」には、マーケティングや経営革新、デザイン、IT活用、店舗レイアウト等の中小企業支援の専門家を配置し、事業者の皆様の売上拡大や経営改善など経営上の様々な悩みをお聞きし、課題解決に向けた支援を行っております。ご相談は無料です。

区分	日	時	場所
土曜相談会 (予約制)	平成29年12月23日(土)	午後1時から 午後5時まで	東千石町1-38 アイムビル 4階会議室
	平成30年1月27日(土)		
	2月24日(土)		
	3月24日(土)		
夜間相談会 (予約制)	毎週水曜日	午後5時～8時	県産業会館1階 よろず支援拠点

◎経営に役立つセミナーも開催中！

よろず支援拠点では、「売上アップ」や「経営力向上」につながるミニスクールを定期的(毎月3回)に開催しています。

※セミナーの開催日時・内容は下記ホームページでご確認ください。

■お問い合わせ■ 鹿児島県よろず支援拠点(かごしま産業支援センター)名山町9番1号(県産業会館1階)

☎ 099-219-3740 FAX 099-223-7117

ホームページ <http://www.kric.or.jp/yorozu/>

新産業創出研究会 部会員募集

目的	鹿児島市では、将来を牽引する新たな産業を創出するため、「健康部会」と「新事業展開部会」を設置し、部会員(企業)の新たな取組に対し、企業間・産学間の事業化支援を行っています。部会員(企業)は、随時募集しています。
対象者	鹿児島市内で、次のいずれかに取り組んでいる方 ・健康寿命延伸に寄与するヘルスケアビジネスの創出 ・異業種連携等の「かけ算」による「環境分野」・「健康分野」・「食分野」での新たなビジネスの創出 ※11月20日現在、「健康部会」61者、「新事業展開部会」38者が入会しています。
入会費	無料
申込先	部会員は、随時募集しておりますので、鹿児島市ホームページからエントリーシートをダウンロードのうえ、メール又はFAXにより、鹿児島市産業創出課までお申し込みください。 E-mail : san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp FAX : 099-216-1303 TEL : 099-216-1319
ホームページ	部会員一覧、部会の活動実績及び各種支援メニューについては、鹿児島市ホームページをご参照ください。 https://www.city.kagoshima.lg.jp/sangyo/shokogyo/shinsangyo/index.html (検索手順) ホーム > 産業・ビジネス > 商工業 > 新産業(フードビジネス・健康サービス産業など)創出支援

鹿児島市 製造業アドバイザー派遣制度のご案内

市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの作成などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。

どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

- ◆対象 市内の製造業者及び製造業グループ
- ◆費用 無料
- ◆指導回数 1企業につき年3回まで(1回の時間は3時間以内)
※グループは年1回まで
- ◆指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。
企業の秘密は固く守ります。

◇制度の仕組み◇



※アドバイザーについては、事前に協議を行い相談内容に応じた専門家を派遣します。

参考事例

- ・ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始
- ・商品のパッケージデザインを作成
- ・魅力的な商品展示を行いたい
- ・商談会に出展したいが準備はどのようにしたらよいか 等

■お問い合わせ・お申し込み■
市産業支援課ものづくり係
☎099-216-1323

「鹿児島マラソン2018」開催に伴う交通規制のお知らせ

ご不便をおかけしますが、皆様のご協力をお願いします。

来年3月4日(日)の鹿児島マラソン大会当日は、コース及び周辺道路で長時間にわたり大規模な交通規制を実施します。お出かけには、マイカーの使用を控え、公共交通機関の利用をお願いします。交通規制の詳細等は、公式ホームページをご覧ください。 [鹿児島マラソン2018](#)

【交通規制による影響】

- コース上の道路は、車両の通行及び横断ができません。(救急車等の緊急車両を除く)
- 歩行者・自転車の横断も制限されます。
- 規制解除後(マラソン終了後)も、各所で混雑が予想されます。
- 公共交通機関においても、ダイヤ変更や遅れなどが予想されます。
- 郵便物や宅配便などが遅れて届くことも予想されます。

■お問い合わせ■ 市スポーツ課 ☎099-803-9622

太陽光発電システム設置費用の助成について

太陽光発電設備の導入をご検討の際は是非ご活用ください！

市では、太陽光発電システム等を設置する市民等に対し補助事業を行っており、平成29年度から「環境管理事業所」（環境に配慮した事業活動に取り組んでいる企業や事業所として市条例で認定されたもの）を補助対象に拡充しています。

受付場所	市役所みなと大通り別館4階 再生可能エネルギー推進課
補助対象	環境管理事業所 等
補助金額	2万8千円/kW（上限28万円 10kW未満）
太陽光発電システムの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値が10kW未満であること ・ 電力会社と太陽光発電電力受給契約を締結するシステムであること ・ 未使用品であること
手続、申請書等	<p>詳しくは市ホームページをご確認ください</p> <p style="text-align: right;">ゼロエネルギー住宅等</p> <p style="text-align: center;">■お問い合わせ■ 市再生可能エネルギー推進課 ☎ 099-216-1479</p>



平成29年度 鹿児島市中小企業融資制度

環境配慮促進資金のご案内

鹿児島市では、環境に配慮した設備の導入や活動等に資金が必要な中小企業者に対する事業資金の融資制度として、環境配慮促進資金を設けています。



環境マネジメントシステムを導入している事業者を優遇した資金です！

運転資金・設備資金

- ・ ISO14001
 - ・ エコアクション21
 - ・ KES
 - ・ 市環境管理事業所
- 上記の各認証取得事業者が、必要とする事業資金に利用できます。



環境ISOの取得を支援します！

運転資金

ISO14001の認証取得に必要な費用に利用できます。

■融資条件

融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金：7年以内(1年据置含) 設備資金：10年以内(1年据置含)
融資利率	年1.75%～2.35%
保証料率	年0.45%～1.90%
保証料補助	5分の4
連帯保証人	信用保証協会の定めるところによる



事業用環境対応車の購入を支援します！

設備資金

- ・ ハイブリッド自動車
 - ・ 電気自動車
 - ・ 天然ガス自動車
- の購入費用に利用できます。



環境負荷が少ない設備の導入を支援します！

設備資金

- ・ 新エネルギー設備（太陽光発電施設など）や公害防止施設の設置費用
 - ・ アスベストの除去にかかる費用
- などに利用できます。

■お申込先（取扱金融機関）

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

■お問い合わせ■ 市産業支援課金融係 ☎ 099-216-1324 FAX 099-216-1303 又は上記取扱金融機関

事業主の
皆さんへ

給与支払報告書の提出は1月31日(水)までです!

★平成29年中に、金額の多少に関わらず、1人分でも給料や賃金等を支払った事業所が対象です。

報告の対象
となる人

平成29年1月～12月の間に給与や賃金等の支払を受け、平成30年1月1日現在、本市に住んでいる人（パート・アルバイト・中途退職者を含みます。）

お問い合わせ・提出先

鹿児島市役所	市民税課	〒892-8677	鹿児島市山下町11番1号	(直通) 099-216-1173～5
//	//	谷山支所税務課	〒891-0194	// 谷山中央4丁目4927番地 (直通) 099-269-8421
//	//	伊敷支所税務課	〒890-0008	// 伊敷5丁目15番1号 (直通) 099-229-9736
//	//	吉野支所税務課	〒892-0871	// 吉野町3256番地3 (直通) 099-244-7392
//	//	吉田支所税務課	〒891-1392	// 本城町1696番地 (直通) 099-294-1213
//	//	桜島支所税務課	〒891-1415	// 桜島藤野町1439番地 (直通) 099-293-2348
//	//	喜入支所税務課	〒891-0203	// 喜入町7000番地 (直通) 099-345-3759
//	//	松元支所税務課	〒899-2792	// 上谷口町2883番地 (直通) 099-278-5416
//	//	郡山支所税務課	〒891-1192	// 郡山町141番地 (直通) 099-298-2115
//	//	東桜島支所税務係	〒891-1543	// 東桜島町863番地1 (直通) 099-221-2112

地方税ポータルシステム（エルタックス）による給与支払報告書の受付を行っています。
詳しい手続きは、地方税電子化協議会ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

ご存知ですか？ 事業所税

人口30万人以上の都市等で、都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために課税される目的税です。

◆ 課税対象

市内にある事務所または事業所（以下「事業所等」という。）の延床面積の合計が1,000㎡を超えるか合計従業者数が100人を超える事業所等。

※床面積が800㎡超1,000㎡以下または従業者数が80人超100人以下の事業所等には課税されませんが、申告は必要となります。

◆ 事業所税のしくみ

	資 産 割	従業者割
納税義務者（注1）	事業所等において事業を行う法人・個人	
課税標準	事業所用家屋の合計床面積（㎡）	従業者給与総額（円）
税 率	1㎡あたり600円	0.25%
申告・納付期限	法人：事業年度終了の日から2カ月以内 個人：翌年の3月15日	

（注1）事業所税は建物の所有者でなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

■お問い合わせ■ 市市民税課諸税係 ☎099-216-1172

職場健診の結果を本市にご提供ください。(従業員さんが本市国保加入の場合)

40歳から74歳までの本市国民健康保険加入の方は、毎年特定健診を受けていただく必要がありますが、職場健診の健診結果をご提供していただくと、特定健診を受診したことになります。

未来の生活習慣病の予防と、特定健診の受診率アップのために、職場健診の結果をご提供ください。

★1件につき、315円の情報提供料をお支払いします。 ★本人の同意が必要です。

■お問い合わせ■ 市国民健康保険課 ☎099-216-1228



鹿児島市では、従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所を「健康づくりパートナー」として登録し、事業所と力をあわせて、働く世代の健康づくりを推進する事業を始めました。

「健康づくりパートナー」募集!



6大特典

平成29年10月現在、78事業所に登録していただいています!

- 登録証・ステッカーを交付します。
- 健康づくりに関する情報や研修会などを案内します。
- 従業員・家族の健康に関する相談に保健師・管理栄養士が対応します。
- 登録事業所で健康教育や講演会を実施される際、講師派遣についての相談に応じます。
- 「健康づくりパートナー」として、市ホームページで紹介します。
- 登録事業所のホームページや広告などに鹿児島市の「健康づくりパートナー」である旨を表示できます。

全て
無料

健康づくりパートナーの取組事例

1. 特定健診がん検診の受診率向上に向けた取組
(例) 従業員への事業者健診の受診勧奨・受診確認
医療保険者への事業者健診結果の情報提供
家族への特定健診の受診勧奨・確認の実施
2. 健診後のフォロー・従業員の健康づくり
(例) 運動、食育等の健康づくりに関する取組の促進
朝礼時の体操実施
3. 長時間労働・メンタルヘルス対策
※年1回報告書の提出をお願いします。

受けられるサポート例

- ・健康づくりに関する最新の情報・イベントなどをご案内します。
- ・レシピの紹介
- ・健康教室、運動教室の開催
(出前講座、講師派遣)
- ・健診後のフォローアップ
(保健師・管理栄養士の派遣、相談)

登録について

市内で従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所であれば、個人事業主や組合でも登録できます!

「鹿児島市健康づくりパートナー登録申込書」に必要事項を記入し、下記の提出先へご提出いただくだけで、登録完了です。申込書は市ホームページに掲載しているほか、保健政策課にもございますので、お気軽にお問い合わせください。

【申 込 先】鹿児島市 保健政策課 【E-mail】 kenkodukuri@city.kagoshima.lg.jp

【郵送の場合】〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

【FAXの場合】099-803-7026 【TEL】099-803-6861

※協会けんぽにご加入の事業所は下記へご提出ください。

【申 込 先】全国健康保険協会(協会けんぽ)鹿児島支部(企画総務グループ)【TEL】099-219-1734

【郵送の場合】〒892-8540 鹿児島市加治屋町18-8 5階 【FAXの場合】099-219-1743

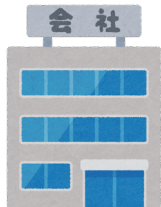
あなたの会社・事業所の人材確保を応援します！ 鹿児島市中小企業U・I・Jターン人材確保支援金

市では、中小企業のU・I・Jターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業所に対して、参加負担金や旅費などの一部を助成します。

対象者	雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等（個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む。）
補助対象内容	参加負担金、旅費等の合同企業説明会等参加に係る経費
補助率	1/2（同一の事業所について、同一年度につき10万円を上限）
申請方法	申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添付し下記お問い合わせ先まで提出。 ※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/uijta-nzinzaisienkin.html

市内の中小企業者等

「人材が欲しい」
「人手が足りない」



従業員等を派遣

(必要経費)

- ・参加負担金
- ・会場使用料
- ・従業員の旅費、宿泊費 など

助成

鹿児島市

県内出身の
大学等の卒業予定者、
転職希望者などに
市内での就職を
勧誘



県外での合同企業説明会

■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎099-216-1325

あなたの事業所の
働きやすい職場づくりを応援します！
ワーク・ライフ・バランスの推進

無料のアドバイザー派遣

■こんな場合に、ご相談からスタート

「従業員の働き方を見直し、経営の効率化を図りたい！でも、何からすればいい？」
「若い人に魅力ある職場にしたい。」「従業員の育児・介護離職をなくしたい。」など

■お気軽にご利用ください

対象	職場のワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を始めたい事業所、または現在の取組を見直したい事業所（先着順）
費用	無料
アドバイザー	社会保険労務士など
内容	＜回数等＞ 1事業所当たり3回まで。1回当たり2時間程度 ＜基本的なアドバイスの流れ＞ ※具体的には事業所によって異なります。 第1回・・・相談内容の聴き取り、現状確認、方針聴き取り 第2回・・・新たな取組や運用方法の提案 第3回・・・導入サポート、研修など
申込方法	所定の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、下記お問い合わせ先までご提出ください。※申込用紙は、市ホームページからダウンロードいただけます。

鹿児島市 ワーク・ライフ・バランス



■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎099-216-1325